

問 46 : 先日、ライン作業で同一場所に座って部品を組み立てている従業員（勤続 5 年）が、腰痛になり 1 か月ほど入院することになりました。労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

腰痛については、実際に転倒や転落などを伴って発症する災害性腰痛とご質問のような災害を原因としないで発症する非災害性腰痛の二つがあります。

そのため、腰痛が業務上疾病となるかどうかについても、この二つの要素に分けてそれぞれ認定基準が示されています（昭 51・10・16 日基発第 750 号）。

ご質問は、非災害性腰痛に該当すると思われますので、非災害性腰痛に関する認定基準についてみてみます。

非災害性腰痛には、(1) 腰部に過度の負担がかかる業務に比較的短期間（おおむね 3 か月から数年以内）従事する労働者に発症する腰痛、(2) 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担がかかる作業態様の業務に相当長期間（おおむね 10 年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛の二つがあります。

ご質問では、勤続年数 5 年ということですから、(1) に該当するか否かが問題になります。(1) の要件に該当する業務は次のような業務とされています。

1. おおむね 20 キログラム程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
2. 腰部にとってきわめて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
3. 長時間にわたって腰部の伸展を行うことができない同一作業姿勢を持続して行う業務
4. 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

以上のことから、このケースをみてみますと、長時間いすに座って作業をしていることですから、前記 3. に該当する可能性があります。

しかし、その作業がどのようなものなのかについては、ご質問だけではわかりませんが、仮に前記3. の要件に当てはまるような状態であれば、業務上疾病の可能性があるといたえるでしょう。